

医療事故の公表について

当院では、これまでも患者さまの人権と生命を守り、安全で質の高い医療を目指し、医療事故防止のために様々な取り組みを実施しています。

今後とも地域のみなさまが安心して医療を受けられるためには

- ・ 病院運営の透明性を高め、医療への信頼を確保する
- ・ 病院、患者さまともに情報を共有し、さらなる事故防止を図っていく

必要があります。そのために、医療事故についての公表基準を定め、それに基づき適宜公表を行っていきます。

医療事故(アクシデント)とは、患者さまが本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものを除き、医療にかかる場所で医療の全過程において発生した患者さまに傷害を及ぼした事象をいいます。医療事故には医療側に過失がある場合とない場合があります。

医療事故(アクシデント)のレベルを次のように決めました。

レベル	態 様
A	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合。
B	事故のために予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害を伴う場合。
C	事故が死因となる場合。(原疾患の自然経過によるものを除く)

公表の基準など

事故発生後すみやかに原因究明に努め報道機関に公表します。また、前項に該当しない医療事故(アクシデント)についても、社会的影響の大きい事項等については、積極的に公表します。さらに、3ヶ月ごとに医療事故(アクシデント)全件のレベル別件数をホームページ等で公表していきます。

公表内容は、患者さま及びご家族等のプライバシー・人権に配慮しながら、原則として

医療事故(アクシデント)の概要

今後の対策

その他必要と思われる事項 とします。

内容	
個別公表	レベルBまたはCに該当する事故のうち、医療側に過失がある場合(レベルBは重大な過失)や過失の可能性が考えられる医療事故(アクシデント)
包括公表	全件のレベル別件数 個別公表を除く医療事故(アクシデント)のうち医療側に過失がある事故